叙位・叙勲

○叙位

従七位に叙する（以上六月五日）
紀平　治雄　藤森　弘

従五位に叙する（各通）
石本　利一　高島　守親
二井　常地　野口　清市
宮脇　能人

正六位に叙する（各通）
（埼玉県警部）
滝田　稔　西尾　九一
山内　勇三　山根昊一郎

従六位に叙する（各通）
安部　清次　新井　啓允
熊坂　留吉　米田　末藏

正七位に叙する（各通）
大日方　等　中川　豊成

従七位に叙する（各通）（以上六月六日）
村上　徳郎

従四位に叙する
飯坂八太郎　井手　三郎

従五位に叙する（各通）
赤井　康人　岡　澄雄
鈴木　理一　千葉　堯正
増田　繁　増渕　正一

正六位に叙する（各通）
（岸和田市公立学校長）
岡本　正純　加藤　欽雄
菅沼　和男　竹下　慧
中西　道次　吉住　勝次

従六位に叙する（各通）
荒川　明　土田　倉司

正七位に叙する（各通）
川野　数久　神田　忠男
友口　稔　南浦　博美

従七位に叙する（各通）（以上六月七日）
（一橋大学名誉教授）
森田　哲彌

正四位に叙する
戸村　清

正五位に叙する
従七位
勝部　武雄
堀川　龍巳
百瀬喜八郎

従五位に叙する（各通）
今西　義矢　内田　稔
木田　武夫　小園　幸二
中曽根　博　二家本　眞
福島欣之介　三上　運
（山口県上関町議会議員）

従六位に叙する（各通）
右田　勝　小野　榮市
横田　勝信　佐藤　仲美
萩谷　文雄

正七位に叙する（各通）
池頭　忠儀
市川　肇
芝崎　昌彦

従七位に叙する（各通）（以上六月八日）
（埼玉県警部補）
目野　六郎

正六位に叙する（各通）
伊藤　尚徳
松村　竹治

従六位に叙する（各通）
田島　正幸

正五位に叙する（各通）
高崎　郁男
宮里　慶
山下　茂樹

従五位に叙する（各通）
大原　一邦
菅原　徳行

正八位
奥田　利助　坂元　敏一
土田　吾朗　松村　竹治
鈴木　龍平

正四位に叙する
（宮城教育大学名誉教授）

正七位に叙する（以上六月九日）
（愛媛大学名誉教授）

従四位に叙する（各通）
上村　彬　小林喜四男
曽根　隆之
宮原　景彦

従五位に叙する
的場　興一
藤本　弘文
越賀　英次
恒川　謙吾
信谷　嘉秀

正七位に叙する（以上六月十日）
中村　圭吾
岡田　齊夫

正五位に叙する
池田　充美
内田　政徳

従六位に叙する（各通）
（大阪市消防司令）

正七位に叙する（以上六月十一日）
米澤　順二

正五位に叙する（六月十二日）
永井八洲男

○叙勲

旭日小綬章を授ける
岩田　泰雄
谷口　定治

旭日双光章を授ける
白尾　理英
間口　良男
古金　廣

旭日単光章を授ける（以上六月六日）
白相和之進
岩間　龍三

旭日単光章を授ける（六月七日）
小園　幸二
右田　勝
横田　勝信

旭日双光章を授ける（各通）
武田　孝

旭日単光章を授ける（以上六月八日）
古谷　智春
渋谷　拓美
村上　徳郎

旭日双光章を授ける（各通）
竹之内次男
加藤　鉦一

瑞宝単光章を授ける（以上六月五日）
滝田　稔
渡邉　博則

瑞宝小綬章を授ける
石本　利一
宮脇　能人

瑞宝双光章を授ける（各通）
（埼玉県警部）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月六日）
赤井　康人
足立　節男
千葉　堯正
牧野　康則
山下　勉

瑞宝双光章を授ける（各通）
（岸和田市公立学校長）
竹下　慧
菅沼　和男
外山　昭八
増田　繁
増渕　正一
吉住　勝次

瑞宝双光章を授ける（各通）
神田　忠男
友口　稔

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月七日）
勝部　武雄
内田　稔
福島欣之介
堀川　龍巳

瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤　尚徳　鷲田　弘司

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月八日）
大原　一邦　菅原　徳行

瑞宝小綬章を授ける（各通）
木村　和夫　曽根　隆之
松村　竹治　山下　茂樹

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月九日）
米田　一郎　中村　圭吾

瑞宝双光章を授ける（六月十日）
岡田　齊夫

瑞宝小綬章を授ける
岩田　泰雄

瑞宝双光章を授ける
（大阪市消防司令）

瑞宝単光章を授ける（以上六月十一日）
米澤　順二
佐藤　仲美
堀川　龍巳
芝崎　昌彦

官庁報告

官庁事項

消費者庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、消費者庁防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年7月11日

消費者庁長官　阿南　久

消費者庁防災業務計画の修正について

一．修正の目的

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正及び消費者庁組織令の一部改正を踏まえ、必要な内容の反映等を行うため、所要の修正を行った。

二．修正年月日

平成26年7月1日

三．修正の要旨

1．東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、同法の名称が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に改められたこと等を踏まえ、所要の修正を行った。

2．消費者庁組織令の一部改正により、課名が一部改められたことを踏まえ、所要の修正を行った。